

別添：「実地研修について」

（通常コース・基本研修免除コース共通）

1) 実地研修場所と指導看護師

- ① 実地研修は「登録研修機関より各受講生施設へ委託」という形です
- ② 実地研修は基本的には受講生の所属施設で行います
- ③ 同法人内（又は同グループ）の系列施設等での実地研修も可能です
- ④ 上記②・③が困難な場合はご相談ください
- ⑤ 県指定協力病院委託の場合は、「病院と受講生（施設）間の契約」となります
- ⑥ 実地研修は「指導看護師」の資格を有する看護師により指導を受けます
- ⑦ 「指導看護師」とは、「医療的ケア教員講習会」または「指導看護師養成研修」を受講し、「修了証」の交付を受けた看護師です

2) 実地研修における各行為の実地回数

行為種類		実施回数（第1号研修）	実施回数（第2号研修）
たんの吸引	口腔内	10回以上	10回以上
	鼻腔内	20回以上	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上	
経管栄養	胃ろう又は腸ろう ※) ④参照	20回以上	20回以上
	経鼻経管栄養	20回以上	

- ① 人工呼吸器装着者については特定研修となります。あらかじめご相談ください
- ② 気管カニューレ内部の痰の吸引および経鼻経管栄養の実地研修については、事業所内の実施体制等を確認の上別途対応します
- ③ 実地で最終3回以上連続して成功することと、トータルで総回数の70%以上の成功率が必要です
- ④ 「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」と「経管栄養における半固形栄養剤の注入」の実地研修を同時に行う場合の規定回数について

●胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

15 回以上実施し、成功率 70%以上で合格

例) 15 回実施した場合、11 回以上成功すれば合格

●経管栄養による半固形栄養剤の注入

5 回以上実施し、成功率 70%以上で合格

例) 5 回実施した場合、4 回以上成功すれば合格

※) 経管栄養は滴下式が基本となります。

注入式を先に実施したり、注入式のみ実施することはできません。

3) 実地研修開始までの流れ

(1) 実地研修開始までの流れ

【通常コース】	【基本研修免除コース】
①4月より開催のコースにてオリエンテーション ・講義・知識確認テスト・演習を終える ②実地研修に必要な書式一式を配布	①実務者研修にて演習までを受講済 ②申し込み ③受講料支払い ④実地研修に必要な書式一式を郵送

(2) 実地研修を開始するにあたり登録研修機関へ郵送・提出する書式

- ① 書式-1 【実地研修実施委託書承諾書】
- ② 書式-2 【喀痰吸引等研修実地研修計画書】
- ③ 書式-3 【喀痰吸引等実地研修の説明書・同意書】
- ④ 書式-4 【喀痰吸引等業務（実地研修）指示書】

以上を郵送・提出する

(3) 登録研修機関において上記書類に不備がないか確認を行う

不備・不足等が無ければメールにて「実地研修を開始」の旨を伝える

(4) 各施設において、希望項目の規定回数を指導看護師の指導において実地研修をおこなう

(5) 実地研修終了後は以下の書式を郵送・提出する

- ① 書式-5 【喀痰吸引等研修実地研修実施評価・結果報告書】
- ② 書式-6 【喀痰吸引等研修受託結果報告書】
- ③ 研修実施評価票「指導者評価」（チェック表）

(6) 上記書類を確認し、各項目点数70%以上の到達点に達していれば、修了証書を発行し施設へ郵送する

(7) 各施設において、神奈川県担当課へ「認定特定行為業務従事者」の認定手続きをおこなう